

病院薬剤師奨学金返済支援事業の対象者を募集します!!

この度、茨城県において、県内の薬剤師不足地域の病院で薬剤師として勤務しようとする方の奨学金の返済を支援する事業を開始いたします。

当事業は、奨学金の返済を支援することにより、病院に勤務する薬剤師を確保していこうというものです。

当事業の対象者の応募について、下記のとおり受け付けを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1 応募期間

令和6年10月15日(火)～令和6年11月20日(水)午後5時まで(書類必着)

2 応募資格

県内の薬剤師不足地域の病院[※]で薬剤師として勤務しようとする方で、
以下に該当する方

○奨学金(貸与型に限る)の貸与を受けている薬学部の5年生又は6年生

○奨学金の返還残額がある既卒薬剤師

(県内の病院・診療所で勤務されている方を除きます。)

3 募集人数

10名 ※県で面接・審査の上、決定します。申し込み順ではありません。

4 補助額(県)

月額2.5万円(上限) 最長で6年間(予定)

※返還額の範囲内で病院からも県の補助額と同額以上の支援を行います。

5 支援の要件

県内の薬剤師不足地域の病院[※]で勤務を開始し、補助を受ける期間の1.5倍の期間を県内の病院に勤務する必要があります。(このうち1/2の期間以上は薬剤師不足地域内の病院に勤務)

※当該事業に登録している病院。薬務課ホームページに病院概要を掲載。

QRコード

6 その他

詳細については、薬務課ホームページ(奨学金返済支援事業)を確認ください。



URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/yakuzaishikakuho/syougakukinhensaishien.html>

【問合せ先】

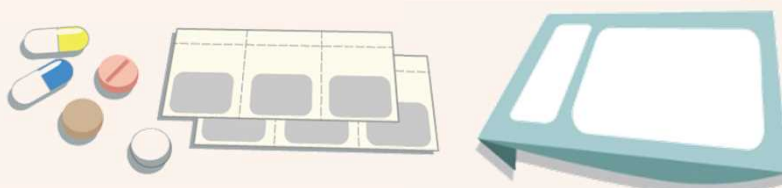
茨城県保健医療部医療局薬務課 担当 技佐 野口(直通:029-301-3393)

茨城県病院薬剤師 奨学金返済支援事業のご案内

薬剤師の皆さん
薬剤師を目指す皆さん



茨城県の病院で活躍する
薬剤師を募集中です！



奨学金の貸与を受けている方、奨学金を返還している方
県内薬剤師不足地域の病院*で勤務を開始する方の奨学金返済を支援します

*本事業に登録している病院が対象となり、県のホームページで確認できます

補助額 奨学金返還額の1/2 月額上限2.5万円（県）

※病院からも返還額を超えない県と同額以上の支援があります

対象者

- 奨学金（貸与型に限る）の貸与を受けている6年制薬学部の5・6年生
- ・ 薬剤師免許を取得見込みの方
- 奨学金の返還残額のある既卒薬剤師
- ・ 県内で勤務の方（病院・診療所勤務の方は除く）
 - ・ 県外で勤務の方（業態問わず）
 - ・ 就職していない方（県内・県外問わず）

募集人数

10名/年 審査により対象者を認定します

お問い合わせ

茨城県保健医療部医療局薬務課薬事G

TEL：(029)301-3393

E-MAIL：iba-yakuzaishitaisaku@pref.ibaraki.lg.jp

URL： <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/yakuzaishikakuho/syougakukinhensaishien.html>

詳しくはQRコードを
ご確認ください
茨城県ホームページ
(奨学金返済支援事業)



茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業

—Q & A—



Q 補助期間はどのくらいですか？

A 最長6年間で予定しています。

Q 支援要件はありますか？

A 茨城県内の薬剤師不足地域の病院*で勤務を開始し、奨学金の返済支援を受ける期間の1.5倍の期間について、茨城県内の病院に勤務する必要があります。
このうち1/2以上の期間を薬剤師不足地域の病院*に勤務が必要です。

Q 茨城県外出身ですが応募できますか？

A 茨城県内の薬剤師不足地域の病院*において勤務を希望される方であれば応募可能です。

Q 病院から内定をもらっていますが、応募はできますか？

A 内定を受けている病院が本事業の対象病院として登録している場合は応募可能です。

Q 対象者はどのように決定するのですか？

A 申請書及び面接等で対象者を決定します。応募順ではありません。

Q 病院に就職し勤務開始した後でも、補助金に関することやキャリア形成などについて相談できる場所がありますか？

A 担当部署である薬務課で対応します。病院勤務義務期間は病院薬剤師卒後研修プログラムを実施し、薬剤師としてのキャリアアップを支援します。

Q 自己都合で病院を退職するなど、支援を受けられる条件から外れる場合、返還は生じますか？

A 原則として、自己都合で本事業から離脱した場合には、県から支払った補助金の額について、加算金を付して返還することとなります。ただし、退職する原因により返還を免除する場合があります。まずは、薬務課にご相談ください。

【イメージ図】 県内薬剤師不足地域の病院で勤務

